

令和 7 年度版／令和 6 年度決算

健康年齢少額短期保険の現状 2025

目 次

令和7年度版／令和6年度決算.....	1
健康年齢少額短期保険の現状 2025.....	1
I. 概況および組織に関する事項.....	4
1. 会社概要（令和7年3月31日現在）.....	4
2. 会社の沿革.....	4
3. 経営の組織.....	4
4. 株式の状況（令和7年3月31日現在）.....	5
5. 役員の状況（令和7年3月31日現在）.....	5
II. 主要な業務の内容.....	6
1. 取扱商品.....	6
2. 保険募集の体制.....	6
III. 主要な業務に関する事項.....	8
1. 直近の事業年度における業務の概要.....	8
2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標.....	8
3. 直近の3事業年度における業務の状況.....	9
IV. 運営に関する事項.....	15

1. リスク管理態勢	15
2. 法令遵守の体制	16
3. 反社会的勢力対応	16
4. 指定紛争解決機関	17
5. 個人情報の取扱い	17
V. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	19
1. 計算書類等	19
2. 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（SM 比率）	24
3. 取得価額または契約価額、時価および評価損益	24
4. 計算書類に関する会計監査人の監査証明の有無	24

本誌は「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条及び同施行 規則第 211 条の 37」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の 状況に関する説明書)であります

I. 概況および組織に関する事項

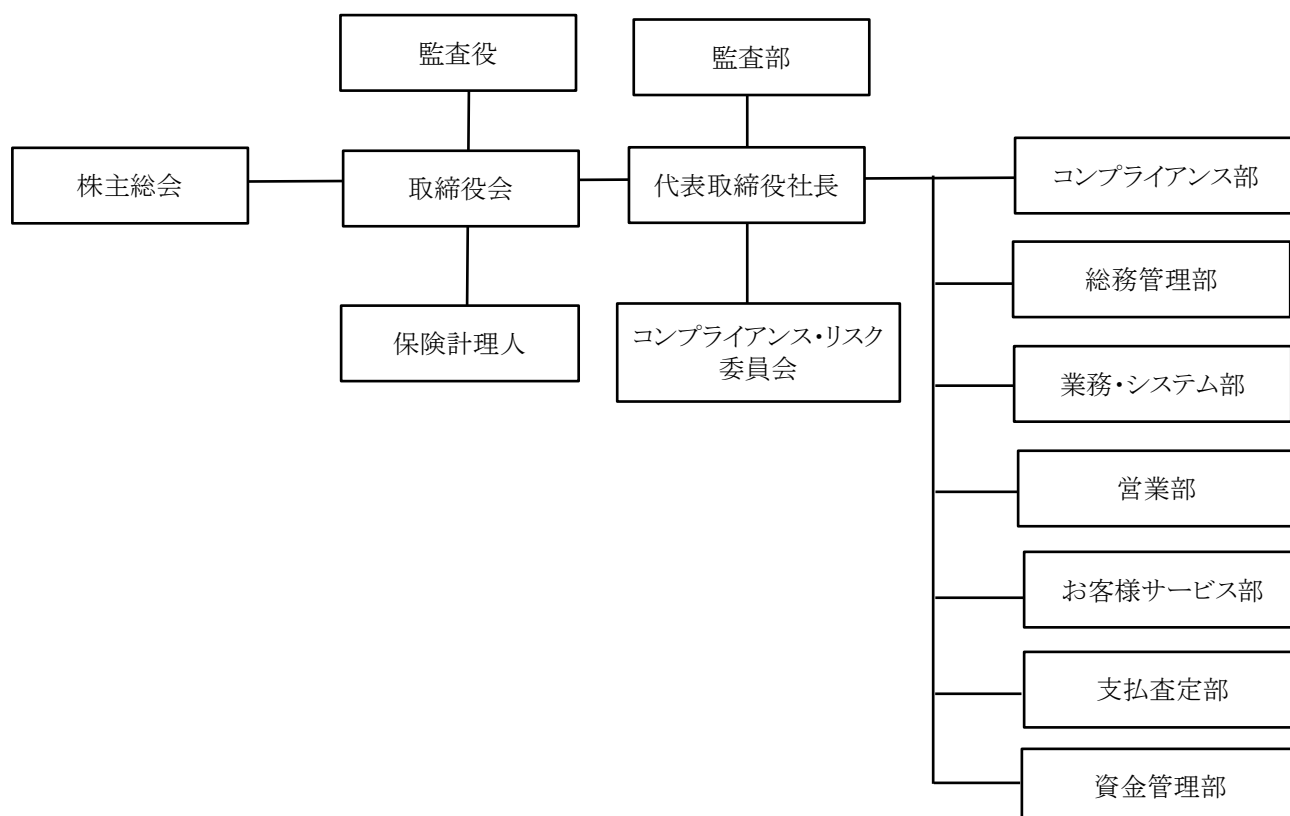
1. 会社概要（令和7年3月31日現在）

商 号 健康年齢少額短期保険株式会社
設 立 平成26年11月19日
資 本 金 17.1 千万円
資本準備金 15.1 千万円
本社所在地 東京都港区西新橋 3-23-6

2. 会社の沿革

平成26年11月 健康年齢少額短期保険準備株式会社設立
平成28年 4月 少額短期保険業者として、関東財務局登録完了
「関東財務局長（少額短期保険）第70号」
健康年齢少額短期保険株式会社に商号変更
平成28年 6月 「健康年齢連動型医療保険」販売開始
平成29年 9月 「やさしい終活保険」販売開始
令和2年 6月 「令和ながいき医療保険」販売開始
令和5年 12月 「令和ながいき医療保険」の内容を一部変更し「ながいき医療保険」販売開始

3. 経営の組織



4. 株式の状況（令和7年3月31日現在）

株式数 発行可能株式総数	40,000株
発行済株式の総数	34,400株
株主数	3名
大株主名	松島 陽介
所有株式数	25,200株
持株比率	73.3%

5. 役員の状況（令和7年3月31日現在）

役 名	氏 名	主な兼職先
代 表 取 締 役	大橋 宏次	
取 締 役	鹿森 毅	
取 締 役	井ノ浦 克哉	KX Capital 株式会社
監 査 役	岩崎 通也	楠・岩崎・澤野法律事務所

Ⅱ．主要な業務の内容

1. 取扱商品

当社は、少額短期保険業者として、主に3つの保険商品を取り扱っています。

①「健康年齢連動型医療保険」

＜商品の概要＞

- ・日本初！（※）健康年齢で入れる保険 （※）当社調べ
- ・健康になるほど保険料が安くなる
- ・持病をお持ちの方でも入りやすい保険
- ・給付金は上限80万円
- ・お手頃な保険料

②「やさしい終活保険」・「かなえるホケン」

＜商品の概要＞

- ・シンプルな死亡保険
- ・手軽な保険料
- ・簡単な告知で申し込み可能（4つの項目に答えるだけ）
- ・幅広い年齢層のニーズに対応（20歳から89歳まで申込可能）

③「ながいき医療保険」

＜商品の概要＞

- ・日数に関係なく入院一時金を支給
- ・手術一時金もつけることが可能
- ・手軽な保険料
- ・簡単な告知で申し込み可能（5つの項目に答えるだけ）
- ・幅広い年齢層のニーズに対応（30歳から89歳まで申込可能）

2. 保険募集の体制

(1) 保険募集の方法

インターネットを經由し申込む方法、必要書類を郵送し申込む方法、対面により申し込む方法のいずれかにより保険契約の締結の手続きを行います。

(2) 代理店登録および届出

代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けることが必要です。また、保険取扱者が、少額短期保険の募集をするためには、「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣へ登録・届出をしなければなりません。当社は上記の手続きを完了した代理店を通じて、保険を販売しております。

(3) 代理店の教育・管理・指導

当社では保険募集人が適切な保険募集を行えるように、コンプライアンス・保険商品・事務処理・お客様対応等に関するマニュアルを作成し、代理店に対し、事前教育を実施しております。また、委託後においてもコンプライアンスや保険業法改正に伴う代理店の体制整備等について教育を継続しております。そして、代理店監査や代理店登録・届出事項の点検等を通じ、代理店の管理・指導を行い、適正な保険募集態勢の維持・管理に努めています。

(4) 勧誘方針

当社は保険商品ならびにあらゆる事業活動を通じてお客様に安心と信頼を提供することで、豊かで快適な社会生活の実現を目指しております。お客様に保険商品の販売・勧誘を行う際には以下に定める行動指針を遵守し、当社の保険商品にご契約いただくお客様の保護ならびに権利の確保に努めることを宣言します。

1. 保険商品の販売にあたり、関係法令を遵守します。
2. 保険商品の販売にあたり、お客様のご意向と実情にあった保険商品の提供に努めます。
3. 保険商品の販売にあたり、契約前に重要な事項の説明を行い、お客様に商品の内容を正しくご理解いただくように努めます。
4. 保険商品の販売にあたり、特にお客様からご指定のない限り、お客様にご迷惑をおかけするような時間・場所、方法での勧誘はいたしません。

Ⅲ．主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における業務の概要

令和6年度の日本経済は、日経平均株価が史上最高値を更新し、公示地価上昇率や春闘における賃上げ率もバブル期以来の高水準を記録するなど、明るい話題が目立ちました。年央以降は、個人消費の回復や訪日外国人によるインバウンド需要の拡大が経済成長を後押ししました。しかしながら、急速な円安の進行、人手不足の深刻化、さらには海外経済の減速や停滞といった外部要因が経済の重荷となり、通期での実質 GDP 成長率は 0.1%にとどまり、経済全体としては厳しい結果となりました。

当社は、平成28年6月より営業を開始し、日本で初めて健康年齢で入れる保険、「健康年齢連動型医療保険」を発売開始いたしました。平成29年9月より、シニア層をターゲットとした死亡保険「やさしい終活保険」の販売を開始しております。終活に関心が高い世代に向けて、低価格な保険料・簡単な申込手続きで申込可能な商品を提供しています。令和2年6月より、同じくシニア層をターゲットとした「令和ながいき医療保険」の販売も開始しましたが、コロナ感染症の拡大等による影響もあり、令和4年5月に売り止めとし、告知を変更のうえ、令和4年12月に「ながいき医療保険」として販売開始しました。

やさしい終活保険につきましては、令和 4 年度保険金請求額が増加し、財務に与える影響も大きいことから、令和5年9月より保険料改定を実施しました。また、令和5年12月より再保険会社と再保険契約を締結し、保険金請求額増加に対する対応を行いました。

当事業年度の経常収益は487,767千円、経常費用は506,882千円、経常損失は19,115千円、当期純損失は19,405千円となりました。また、当社の保険を取り扱う代理店は5店となりました。

2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円、株、%、人)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正味収入保険料	347,883	328,043	300,334
経常収益	357,315	391,854	487,767
経常利益	△29,706	△24,540	△19,115
当期純利益	△29,996	△24,830	△19,405
資本金	171,000	171,000	17,100
発行済株式総数	34,400	34,400	34,400
純資産額	60,265	35,435	16,030
保険業法上の純資産額	67,503	38,923	19,721
総資産額	170,525	141,057	124,217
責任準備金残高	28,756	17,254	33,421
有価証券残高	0	0	0
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 (ソルベンシーマージン比率)	381.1	310.2	333.9
配当性向	0	0	0
従業員数	4	4	5

3. 直近の3事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
生命	330, 010	297, 792
火災	—	—
医療	△1, 967	2, 542
合計	328, 043	300, 334

(注) 正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除した金額です。

② 元受収入保険料

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
生命	359, 963	382, 583
火災	—	—
医療	△1, 967	2, 542
合計	357, 996	385, 125

(注) 元受収入保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金およびその他返戻金を控除した金額です。

③ 支払再保険料

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
生命	29,953	84, 791
火災	—	—
医療	—	—
合計	29,953	84, 791

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金その他再保険収入を控除したものをいいます。

④ 保険引受利益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
生命	△705	△6, 061
火災	—	—
医療	△2, 573	△666
合計	△3, 278	△6, 727

(注) 保険引受利益とは、正味収入保険料等から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、保険引受に係る事業費(営業費及び一般管理費)を控除したものです。

⑤正味支払保険金

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
生命	164, 500	119, 500
火災	—	—
医療	490	1, 350
合計	164, 990	120, 850

(注) 正味支払保険金とは、元受契約の保険金等から、再保険契約により当社が回収した再保険金を控除したものです。

⑥元受支払保険金

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
生命	173, 000	197, 000
火災	—	—
医療	490	1, 350
合計	173, 490	198, 350

(注) 元受支払保険金とは、当社元受における保険金等から、元受契約に係る求償等により回収した金額を控除したものです。

⑦回収再保険金

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
生命	8, 500	77, 500
火災	—	—
医療	—	—
合計	8, 500	77, 500

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金

当該事項はありません。

②正味損害率及び正味事業費率並びに正味合算率

項目	令和5年度			令和6年度		
	正味損害率	正味事業費率	合 算 率	正味損害率	正味事業費率	合 算 率
生命	49.8%	58.5%	108.3%	40.1%	61.6%	101.7%
火災	—	—	—	—	—	—
医療	△24.9%	△31.8%	△56.7%	53.1%	44.1%	97.2%

合計	50.3%	64.9%	115.2%	40.2%	61.5%	101.7%
----	-------	-------	--------	-------	-------	--------

※正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費率＝正味事業費(事業費―再保険手数料)÷正味収入保険料

※正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③出再控除前の発生損害率及び事業費率並びに合算率

項目	令和5年度			令和6年度		
	発生損害率	元受事業費率	合 算 率	発生損害率	元受事業費率	合 算 率
生命	48.1%	53.1%	101.2%	51.5%	48.0%	99.5%
火災	—	—	—	—	—	—
医療	39.4%	△31.8%	7.6%	53.1%	44.1%	97.2%
合計	48.5%	59.4%	107.9%	51.5%	48.0%	99.5%

※元受損害率＝支払保険金÷収入保険料

※元受事業費率＝事業費(事業費―再保険手数料)÷収入保険料

※元受合算率＝元受損害率＋元受事業費率

④出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

(単位:%)

再保険会社	令和5年度	令和6年度
ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ	100	100

⑤支払再保険料の格付けごとの割合

(単位:%)

区分	令和5年度	令和6年度
A- 以上	100	100

⑥未収再保険金の額

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
生命	0	0
火災	—	—
医療	—	—
合計	0	0

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位:千円)

項目	令和5年度			令和6年度		
	普通支払備金	IBNR 支払備金	合 計	普通支払備金	IBNR 支払備金	合 計
生命	53, 163	3, 474	56, 637	39, 829	1, 726	41, 555
火災	—	—	—	—	—	—
医療	100	23	123	475	75	550
合計	53, 263	3, 498	56, 761	40, 304	1, 801	42, 105

② 責任準備金

(単位:千円)

項目	令和5年度			令和6年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	合 計	普通責任準備金	異常危険準備金	合 計
生命	13, 636	3, 337	16, 973	29, 477	3, 204	32, 681
火災	—	—	—	—	—	—
医療	129	151	280	253	487	740
合計	13, 765	3, 488	17, 253	29, 730	3, 691	33, 421

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

当該事項はありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

(単位:千円)

損害率上昇のシナリオ	発生率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加	令和5年度	令和6年度
	3, 580	3, 851

(4) 資産運用に関する指標等

① 資金運用の概況

(単位:千円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	53, 662	38.0	42, 465	34.1
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	—	—	—	—
総資産	141, 057	100. 0	124, 217	100. 0

② 利息配当金収入の額及び運用利回り

(単位:千円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現預金	0.6	0.001	32	0.076
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	0.6	0.001	32	0.076

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

当該事項はありません。

④ 保有有価証券利回り

当該事項はありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

当該事項はありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳 2024年度

＜2024年度＞

(単位:千円)

科目	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当金準備金	当期末責任準備金
死亡保険	29,477	3,204	0	32,681
医療保険	253	487	0	740
合計	29,730	3,691	0	33,421

＜2023年度＞

科目	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当金準備金	当期末責任準備金
死亡保険	13,636	3,337	0	13,766
医療保険	129	151	0	3,488
合計	13,766	3,488	0	17,254

Ⅳ. 運営に関する事項

1. リスク管理態勢

(1) リスク管理方針

当社は、業務上のリスクについて、状況を正しくとらえ、各部署で担当業務に関連するリスクを管理する一方、リスクにかかわるモニタリング・重要事項の協議・調整等を行い、組織横断的にリスクの総合的管理を実施します。また、当社はこれらのリスクが顕在化しお客様や代理店に重大な影響を及ぼし、当社業務に著しい支障が生じるような事態が発生した場合には、全社を挙げて迅速かつ適切な措置を講じ、重要な事項については取締役会に報告するとともに、一刻も早く正常な業務へ復旧することができるように危機管理体制を構築します。

1. 保険引受リスク 保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。当社では、将来にわたって安定的で健全な保険引受・保険金支払を行うために、責任準備金・支払備金の積立を適正に行うことで経営の安定化を図ります。これらを適宜検証し取締役会に報告します。
2. 事務リスク 事務リスクとは、役職員および少額短期保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、あらゆる業務において事務処理上のミスや事故・不正等が発生する可能性があることを認識し、これらの発生を防ぐ態勢を整えます。また、事務を外部委託する場合においても、社内と同様、適切に事務を遂行できる態勢を整えます。
3. システムリスク システムリスクとは、システムのダウンまたは誤作動等の不備、不正使用により損失を被るリスクをいいます。当社は、機密性(アクセスを許されていない者から守ること)、完全性(正しい状態で保持すること)、可用性(いつでも利用できよう保持すること)を確保する態勢を整えます。また当社の業務を外部委託する場合においても、社内と同様、適切に業務を遂行できる態勢を整えます。

(2) リスク管理体制

当社は各部がリスク管理部門として担当業務に関連するリスクを管理し、組織横断的にリスクの総合的な管理を実施します。

(3) BCP(事業継続計画)の策定

有事の際の被害・損失の抑制および業務の継続を図るため、事前の対応策として「事業継続契約(BCP)」を策定しています。特に、情報システムの障害時対応、契約管理等の顧客対応、保険金・給付金支払い業務、賃金・出納業務の継続対応など、災害や事故を想定したプランを策定し、定期的に見直しを行うとともに、その内容・結果をコンプライアンス・リスク管理委員会および取締役会に報告しています。

(4) 再保険によるリスク分散

保険引受リスク管理の観点から、保険リスクの一部を再保険に付すことで、リスク分散を通じた収益の安定化を図っております。再保険会社の選定に当たっては、再保険会社の選定にあたっては、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に基づき、再保険会社の財務格付けや財務状況などを勘案し、コンプライアンス・リスク委員会および取締役会にて決定しております。

出再保険会社の名称：ジェネラル・ラインシュアランス・エイジ

2. 法令遵守の体制

(1)コンプライアンス方針

当社は、コンプライアンスを会社経営上の最重要課題のひとつと位置付け、当社のすべての役職員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および会社が定める社内規定（以下これを「法令等」という。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

2. コンプライアンス態勢の整備

- (1) コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
- (2) コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門を定め、必要な権限を付与するとともに、コンプライアンス実施状況のモニタリングと重要事項の協議・調整を行います。
- (3) 当社の役職員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。

3. コンプライアンス推進活動の実施

- (1) コンプライアンス方針を周知徹底します。
- (2) コンプライアンスを徹底するための研修や点検を行います。
- (3) コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因分析し再発を防止します。

(2)コンプライアンス体制

当社では各部が所管業務におけるコンプライアンスの徹底等を行い、コンプライアンス部が全社的なコンプライアンスの推進および徹底を行い、コンプライアンス態勢のモニタリングおよびコンプライアンスに係る重要事項の協議・調整等を行います。

3. 反社会的勢力対応

反社会的勢力に対する方針 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を社会から排除していくことが社会的な課題であることを深く認識し、企業の社会的責任（CSR）・コンプライアンスの観点から、反社会的勢力を排除するための基本方針を以下のとおり定めます。

1. 社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団などの反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・弁護士等外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、組織として対応し、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

4. 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

【受付時間】 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00（祝日・年末年始休業期間を除く）

5. 個人情報の取扱い

当社は、お客様から信頼いただける少額短期保険会社を目指しており、個人情報を適正に取り扱うことの重要性について十分に認識し、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)その他の関係法令等を遵守し、個人情報を取り扱います。また、当社は個人情報の取扱いが適正に行われるべく、役職員への教育・指導を徹底します。

1. 個人情報の取得

当社は、保険契約の新規引受、契約の継続・維持管理、保険金のお支払いその他業務上必要な範囲内で、かつ、主に申込書やアンケートによる適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報保護の利用目的

当社は、個人情報の利用目的を、法令に定める場合を除き、次の業務を実施する目的の範囲内で取り扱います。

1. 保険契約の新規引受け、契約の継続・維持管理、保険金のお支払い
2. 当社の提携会社・委託先を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
3. 当社の業務・商品・サービスに関する情報提供
4. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
5. お客様からの問い合わせ、依頼等への対応
6. その他上記1から5に附帯する業務ならびに当社の業務、運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の実施

3. 個人データの第三者への提供

当社は、次の場合を除き個人情報および個人データを第三者に提供しません。

1. あらかじめ、ご本人が同意されている場合
2. 法令に基づく場合
3. 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(代理店を含む)へ委託する場合
4. 再保険の手続きをする場合
5. 当社の提携会社・委託先との間で共同利用を行う場合(下記「4. 提携会社との共同利用について」をご確認ください。
6. 少額短期保険協会等との間で共同利用を行う場合(下記「5. 支払時情報交換制度」をご確認ください。)

4. 提携会社との共同利用

当社は、発生率の検証を目的として、以下のとおり個人データを共同利用します。

- (1)個人データの項目:住所、氏名、電子メールアドレス、性別、生年月日、健康年齢、その他申込

書に記載された契約内容および保険金支払状況等

(2) 個人データ管理責任者: 健康年齢少額短期保険株式会社

5. 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とするために、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

当社は、個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求に適切に対応します。ご請求につきましては、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。なお、利用目的の通知および開示のご請求につきましては、当社所定の手数料をいただきます。

7. 個人データの管理

当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、当社は、外部に個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の情報管理態勢を確認するなど必要かつ適切な監督を行います。

8. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。当社の個人情報の取扱いや保有個人データ等に関するご照会・ご相談につきましては、下記までお問い合わせください。

【各種ご相談・お問い合わせ窓口】

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-23-6 第一白川ビル 1 階

健康年齢少額短期保険株式会社

03-6435-9781

受付時間 9:30～18:30(土日・祝日、年末年始の休業日を除く)

V. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 計算書類等

(1) 貸借対照表

(単位: 千円)

科目	令和5年度末 (令和6年3月31日現在)	令和6年度末 (令和7年3月31日現在)
資産の部		
現金及び預金	53, 662	42, 465
有形固定資産	184	140
無形固定資産	187	5, 254
再保険貸	—	—
その他の資産	26, 851	36, 184
繰延資産	33, 172	13, 172
供託金	27, 000	27, 000
資産の部合計	141, 057	124, 217

科目	令和5年度末 (令和6年3月31日現在)	令和6年度末 (令和7年3月31日現在)
負債の部		
保険契約準備金	74, 015	75, 526
支払備金	56, 761	42, 105
責任準備金	17, 254	33, 421
再保険借	22, 374	21, 002
その他負債	31, 608	32, 660
未払法人税等	645	748
未払金	6, 946	8, 821
未払費用	10	420
預り金	1, 632	1, 670
仮受金	0	0
負債の部合計	105, 622	108, 187
純資産の部		
資本金	171, 000	171, 000
資本剰余金	151, 000	151, 000
利益剰余金	△286, 565	△305, 970
純資産の部合計	35, 435	16, 030
負債及び純資産合計	141, 057	124, 217

(2) 損益計算書

(単位: 千円)

科目	令和5年度末 (令和6年3月31日現在)	令和6年度末 (令和7年3月31日現在)
経常収益	391, 854	487, 767
保険料等収入	366, 496	462, 625
再保険収入	8, 500	77, 500
回収再保険金	8, 500	77, 500
再保険手数料	0	0
再保険返戻金	0	0
その他再保険収入	0	0
責任準備金等戻入	25, 357	15, 960
資産運用収益	0.7	32
その他経常収益	0	0
経常費用	416, 394	506, 882
保険金等支払金	203, 443	283, 141
責任準備金等繰入額	0	17, 471
事業費	192, 772	186, 102
その他経常費用	20, 179	20, 168
経常利益	△24, 540	△19, 115
税引前当期純利益	△24, 540	△19, 115
法人税・住民税	290	290
当期純利益	△24, 830	△19, 405

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位: 千円)

科 目	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	366, 077	462, 562
保険金等支払による支出	△203, 443	△283, 141
事業費の支出	△192, 038	△185, 277
供託金	△2, 000	0
再保険貸の増加額	22, 374	△1, 371
その他	△1, 618	245
小 計	△10, 648	△4, 936
利息及び配当金等の受取額	0	0
法人税等の支払額	△1, 097	△1, 012
営業活動によるキャッシュ・フロー	△11, 745	△5, 916
投資活動によるキャッシュ・フロー		
保証金支払による支出	0	0
保険業法第113条繰延資産の 取得による支出		
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	△5, 280
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	8, 000	
借入による収入	0	0
借入による支出	0	0
その他		
財務活動によるキャッシュ・フロー	8, 000	0
現金及び現金同等物に係る換算 差額		0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	32, 540	△11, 196
現金及び現金同等物期首残高	32, 866	53, 661
現金及び現金同等物期末残高	65, 406	42, 465

(4)株主資本等変動計算書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	171,000	151,000	151,000	△286,565	△286,565	35,435	35,435
当期変動額	0	0	0	0	0	0	0
当期純利益 (△当期純損失)	0	0	0	△19,405	△19,405	△19,405	△19,405
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	0
当期末残高	171,000	151,000	151,000	△305,970	△305,970	16,030	16,030

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	171,000	151,000	151,000	△261,735	△261,735	60,265	60,265
当期変動額	0	0	0	0	0	0	0
当期純利益 (△当期純損失)	0	0	0	△24,830	△24,830	△24,830	△24,830
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	0
当期末残高	171,000	151,000	151,000	△286,565	△286,565	35,435	35,435

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(附属設備を除く)については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物(附属設備を除く)については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用しています。

4. 責任準備金は、保険業法第116条規定に基づく準備金です。

Ⅱ. 貸借対照表等に関する注記

1 . 有形固定資産の減価償却累計額 342,558 円

2 . 保険業法第 113 条繰延資産

保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条繰延資産への繰入額および償却額の計算は定款の規定に基づいております。

令和 7 年 3 月末における当該資産計上額は 13,172,285 円です。

Ⅲ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1 . 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 34,400 株

Ⅳ. 一株当たり情報に関する注記

1 . 一株当たり純資産額 465 円 97 銭

2 . 一株当たり当期純利益▲ 564 円 1 銭

2. 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(SM 比率)

(単位: 千円、%)

	令和5年度	令和6年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	5,750	6,549
① 純資産の部の合計額(繰延資産等控除後の額)	2,262	2,857
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金	3,488	3,691
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)		
⑤ 土地の含み損益(85%又は100%)		
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)		
⑧ 将来利益		
⑨ 税効果相当額		
⑩ 負債性資本調達手段等		
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))		
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))		
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R12+R22]+R3+R4}$	3,707	3,922
保険リスク相当額	3,488	3,691
一般保険リスク相当額	3,488	3,691
巨大災害リスク相当額		
R2 資産運用リスク相当額	798	840
価格変動等リスク相当額		
信用リスク相当額	536	424
子会社等リスク相当額		
再保険リスク相当額	262	416
再保険回収リスク相当額		
R3 経営管理リスク相当額	129	136
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	310.2	333.9

3. 取得価額または契約価額、時価および評価損益

(1) 有価証券

当該事項はありません。

(2) 金銭信託

当該事項はありません。

4. 計算書類に関する会計監査人の監査証明の有無

金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査は受けておりません。